生　活　習　慣　病　・　が　ん　対　策　グ　ル　ー　プ

１　がん対策推進事業

予　算　額　　３１，７３６千円

決　算　額　　２７，４３１千円

(1)　大阪府がん対策推進委員会の設置運営

※予　算　額　　３，９８０千円

※決　算　額　　　　２２５千円

大阪府がん対策推進条例に基づき、がん対策の推進に関する基本的かつ総合的な政策及び重要事項並びに計画に基づく施策の実施状況について、定期的に検討を加え、必要に応じて調査し、知事に意見を述べるため、行政、医療関係者、患者会等の関係者で構成するがん対策推進委員会及び各専門部会を運営した。令和２年度は主に第３期がん対策推進計画に対する取り組みの評価等について審議を行った。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名称 | 開催数 | 職務 |
| 大阪府がん対策推進委員会 | １回 | がん対策の推進に関する基本的かつ総合的な政策等の  決定及び第３期大阪府がん対策推進計画の進捗管理等 |
| ・がん検診部会 | １回 | がん検診の推進に係ること |
| ・小児・AYA世代のがん対策部会 | １回 | 小児・AYA世代のがん対策の推進に係ること |
| ・肝炎肝がん対策部会 | １回 | 肝炎肝がん対策の推進に係ること |
| ・がん登録等部会 | ４回 | がん登録の推進に係ること |
| ・がん診療連携検討部会 | ３回 | 国指定、府指定がん診療拠点病院の指定・推薦、あり方等に係ること |

(2)　がん登録事業

※予　算　額　　１７，００５千円

※決　算　額　　１６，４５７千円

がんのり患率や生存率、死亡率等の精度の高い統計によりがんの実態を正確に把握するため、府内医療機関からのがんり患患者の届出について、大阪国際がんセンターへの委託により実施した。

また、届出のあったデータに基づく地域がん登録の集計・解析業務や、人口動態調査死亡票を基礎データとした、市町村別、年齢別、医療機関別等の成人病統計の作成についても大阪国際がんセンターに委託し実施した。さらに、「がん登録等の推進に関する法律」（平成２８年１月１日施行）に基づき開始された「全国がん登録」に関し、医療機関向け研修会の開催、届出を行う診療所の指定などを行った。

(3)　組織型検診体制推進事業

予　算　額　　１０，７５１千円

決　算　額　　１０，７５０千円

がん検診の精度向上を図るため、府内市町村のがん検診の情報を集約するとともに、分析情報を検討し、市町村へ提供した。

２　がん診療連携拠点病院の機能強化事業

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　 （単位：千円）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 予　算　額 | H26  159,535 | H27  140,172 | H28  131,072 | H29  138,120 | H30  138,120 | R1  140,084 | R2  140,084 |  |
| 決　算　額 | 159,531  国庫(79,733) | 130,597  国庫(65,259) | 131,067  国庫(65,492) | 134,552  国庫(67,276) | 134,552  国庫(67,276) | 138,456  国庫(69,228) | 138,008  国庫(69,004) |

２次医療圏単位で国が指定する「地域がん診療連携拠点病院」を整備し、がん診療情報の収集、分析及び情報発信、医療機関相互の診療連携、最新の診療方法に関する研修会の開催等により、各地域におけるがん医療の水準向上を図った。

また、府民ががんに罹患したときに質の高いがん医療を受けることができる医療機関を選択できるよう「大阪府がん診療拠点病院」の制度を設けており、ホームページ等で指定病院に関する情報提供を行った。

３　重粒子線がん治療に対する患者支援事業費

(1) 　重粒子線利子補給事業

　　　予　算　額　　　　　　　０千円

　　　　　　　　　　　決　算　額　　　　　　　０千円

大阪重粒子線センターで治療を受ける府民（その家族等を含む）が、府と連携する金融機関の専用ローンを利用し、治療費を借り入れた場合の利子分を補助する。

　(2)　小児がん患者重粒子線治療費助成事業

　　　予　算　額　　　３，１４０千円

　　　　　　　　　　　決　算　額　　　　　　　０千円

　　大阪重粒子センターで治療を受ける府内在住の小児がん患者（１５歳未満）を対象に先進医療にかかる重粒子線治療の照射技術料について、負担軽減を図る。

４　がん検診精度管理委託事業

　　　　　　　　　予　算　額　　５７，９３３千円

　　　決　算　額　　５７，９３３千円

組織型検診体制を推進するとともにがん検診の技術水準の維持向上を図るために、市町村のがん検診事業を分析・評価し、課題を明確化するとともに改善方策についての指導・助言を行うとともに、市町村、検診機関への技術支援及びがん検診精度管理業務について、「大阪がん循環器病予防センター」を運営する（公財）大阪府保健医療財団に委託し、市町村がん検診事業を支援した。

５　がん検診受診率向上事業

　　　　　　　　　　　　　予　算　額　　１２，３１４千円

　　　決　算　額　　１２，３１４千円

　　一定の基準を目指している検診機関の増加を目指すことにより、精度管理されたがん検診の普及を促進するとともに、受診率を向上させるため、検診機関の実態調査及び重点ヒアリングを行い、検診機関の質の向上を図った。

６　がん対策基金事業

予　算　額　　１１，８５７千円

決　算　額　　　９，５６３千円

平成２４年１１月に設置された「大阪府がん対策基金」を運営し、公立中学校及び高等学校におけるがんの予防につながる学習活動の実施、がん検診啓発グッズの作成、がんの予防及び早期発見の推進、小児・AYA世代のがん患者支援、小児がん患者家族ニーズ調査を実施した。

７　地域医療介護総合確保基金事業（がん対策）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　予　算　額　６９，９９６千円

決　算　額　４６，５１２千円

　　多様な患者のニーズや症状に応じ、入院・外来・在宅において切れ目のないがん医療を身近な地域において提供するため、がん医療提供体制の充実、地域医療連携体制の強化、緩和医療提供体制の充実を図った。

８　たばこ対策推進事業

予　算　額　　１１８，６１６千円

決　算　額　　　６８，７８２千円

「健康増進法」及び「大阪府受動喫煙防止条例」に基づく受動喫煙防止対策を周知するため、リーフ　レットや啓発ポスター、事業所（施設管理者）向けガイドブックを作成し、市町村、各保健所、関係団　体と連携し、配布・掲示するとともに、親しみやすい動画のインターネット配信や、Ｗｅｂ広告等の新　たな広報ツールの活用など、府民や府内事業者に向け幅広く周知広報を行った。

また、府条例の規制対象となる飲食店への支援として、技術的助言をはじめとする幅広い相談に対応　する相談窓口を設置するとともに、喫煙室整備に係る費用の一部を助成した。（令和２年度の助成実績　４２件）

さらに、法や府条例に基づく原則屋内禁煙の取組みが進むにつれ、路上等での喫煙の増加が懸念され　ることから、市町村や民間事業者との連携により屋外分煙所のモデル整備を行った。（令和２年度の整　備実績１０か所）

また、自らの意思で受動喫煙を避けることが難しい子どもたちを守るため、『大阪府子どもの受動喫煙防止条例』に基づき、広く府民への周知・啓発等を行った。

９　肝疾患診療体制整備事業

　予　算　額　　１０，８９７千円

決　算　額　　１０，０６３千円

「肝疾患診療連携拠点病院」を指定し、拠点病院等に設置する相談支援センターにおいて、患者・家族及び地域の医療機関等に対し肝疾患にかかる情報提供・相談・支援を実施するとともに、医療従事者を対象とした研修会・講演会を開催した。

１０　肝炎肝がん総合対策事業

予　算　額　　３，６５０千円

決　算　額　　１，６５９千円

保健所において肝炎ウイルスの感染予防に関する普及啓発を行うとともに、肝炎医療コーディネーターの養成研修を開催した。

肝炎ウイルスキャリアに対する継続的な保健指導システムと専門医療体制の整備を図った。

肝炎医療コーディネーターの累計配置数（令和２年度はWEB開催）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| H31 | R1 | R2 |
| １７７人 | ３７２人 | １５６９人  ※ |

※うち新規養成数１，１９８人

１１　肝炎ウイルス検査事業

予　算　額　　４３，８３０千円

決　算　額　　４３，０１６千円

フィブリノゲン製剤問題を契機として、肝炎一般に対して関心が高まっており、肝炎検査受診希望者の増加が見込まれている。国の緊急肝炎ウイルス検査事業として医療機関における無料の肝炎検査事業の実施を受けて、本府においても、府内医療機関での無料の肝炎検査事業を実施した。

１２　初回精密検査費用助成事業

予　算　額　　１，６１８千円

決　算　額　　　　１６０千円

府内で実施の肝炎ウイルス検査の結果が陽性の方を対象に、肝炎専門医療機関で受診した際の初回精密検査に関連する費用を助成した。

１３　肝炎医療費援助事業（国庫補助金　補助率 1/2）

予　算　額　　５５８，４２０千円

決　算　額　　５３５，１８５千円

Ｂ型及びＣ型肝炎患者であって、インターフェロン治療・インターフェロンフリー治療・核酸アナログ製剤治療医療費の助成を必要とする肝炎患者が治療を受けられるよう医療費を助成した。

１４　肝がん・重度肝硬変医療費援助事業（国庫補助金　補助率 1/2）

予　算　額　　１８，２３２千円

決　算　額　　　３，４２２千円

Ｂ型及びＣ型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者入院医療であって、過去１年間で高額療養費の限度額を超えた月が既に３月以上の場合に、４月目以降に高額療養費の限度額を超えた月に係る医療費を助成する。